

徳島県規則第三十二号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表一の項1中「会計課出納室長」を「会計課スマート会計担当室長」に改める。

「所」部

別表第四中 務 を に改める。

事「本」

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第二条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表農林水産部スマート林業課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部スマート林業課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林整備課」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

第三条 徳島県土地改良財産規則(昭和五十八年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項並びに第十一条第二項及び第三項中「農林水産基盤整備局農山漁村振興課長」を「農山漁村振興課長」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。